

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 28 年 12 月 1 日

大 泉 町

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大泉町全域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 28 年 11 月 28 日
3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
法人 1 経営体
個人 10 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手は十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の土地所有者は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・ほ場の大区画化による省力化の推進
 - ・担い手の育成・確保
 - ・担い手への集約
 - ・農地の出し手となる農業者の掘り起こし
 - ・新規就農者の確保に向けた取り組みの推進
 - ・多面的機能支払交付金事業（活動組織）と連携した取り組みの推進